

【お知らせ】臨時収集制度の利用方法の変更について



令和7年7月から臨時収集制度の利用方法が変更となります。皆様にはご不便をおかけするかと思いますが、ご理解ご協力のほどよろしく申し上げます。

※令和7年7月1日(火)以降の電話予約受付分からの変更となります。

【変更後】利用方法

- ① **2週間前**までに市役所(環境下水道課)へ予約申し込み。
- ② 予約日確定後、**環境下水道課から納付書を送付します。**
- ③ 利用者は**当日までに、手数料の納付**とごみとして出した品を玄関先まで出しておいてください。
- ④ 指定日時に利用者立ち合いのもと回収。

(注意点)

※**回収時に回収業者が手数料の領収書を確認します。**

領収証の確認ができない場合は、回収を行いません

ので領収書は必ず、**回収日当日まで必ず保管**をお願いします。

※変更後の利用方法は、嬉野地区・塩田地区共通です。

【変更前】利用方法

- ① 2日前までに市役所(環境下水道課)へ予約申し込み。
- ② 利用者は当日までに、ごみとして出したい品を玄関先まで出しておく。
- ③ 指定日時に利用者立ち合いのもと回収。
※手数料(5,000円/回)の納付方法
(嬉野地区) 回収日当日に納付。
(塩田地区) 回収月の翌月に送付される納付書にて納付。

ご不明な点などありましたら、市役所環境下水道課までご連絡をお願いします。

(問い合わせ先)

環境下水道課 環境・廃棄物G

電話 0954-42-3317